行政法　司法２６２６肢ウ

第１　肢の結論

誤っている

第２　水道利用の基本料金に差異を設けることが平等原則に違反するか。

１　問題の所在

水道事業を経営する地方公共団体が，水道料金を定めるにあたり，地方公共団体の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者とそれ以外の給水契約者との間で基本料金に差異を設けた。この取扱いは，平等原則（憲法１４条）の精神に違反し，許されないか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

平等原則の精神に反しない。したがって，反するとしている，肢は誤り。

よって，肢は誤っている。

（２）理由

まず，前提として，行政府は，平等原則に拘束される。ある者を優遇することは，個人の尊厳を重視する憲法の精神に反するからである。

そこで，本件のように，住民とそうでない別荘とで，水道料金の基本料金に差異を設けることは，住民を優遇する者であり，平等原則に反するとして許されないと思える。

しかし，住民は，生活の本拠を構え，地方公共団体と密接な関わり合いがある。

一方で，別荘利用者は，日用的にいないものである。地域によっては，日用的に使わない者について，管理コスト等が多くかかる場合もある。このような場合に，一律に取扱わなければならないとすることは，不合理である。実体があれば，それに伴う，差異も認める必要がある。

憲法の精神を受けた平等原則は，絶対的平等を指すのではなく，合理的な区別をもつ相対的平等を指す。事実上の違いを無視して，平等に取扱うことは，かえって不平等と解するからである。

本件の場合，別荘利用者と住民とでは，日用的に水道を使うものとしての差異がある。

基本料金は，日用的に使う者の方が，重要であり管理コストも低いと考えられる。

したがって，これらの者を別荘使用者に比べて，優遇することは，合理的な区別として許容される。よって，本件のような取扱いは平等原則に反しない。

以上